

令和4年第1回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和4年2月17日 開会

令和4年2月17日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第1号（2月10日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○広域連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	4
○一般質問	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議決事件の条項、字句等の整理	19
○閉会	19
○会議録署名	20

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政 樹

記

- 1 期 日 令和4年2月17日（木）午後2時00分
2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（26名）

1 番 深沢 健吾	2 番 渡辺 利彦	3 番 鈴木 孝昌
4 番 土屋 裕紀	5 番 藤本 実	6 番 木内 吉英
7 番 村松 三千雄	8 番 齊藤 功文	9 番 松井 豊
10 番 河野 智子	11 番 遠藤 美智子	12 番 相沢 俊行
13 番 山本 六男	14 番 高尾 貫	15 番 米山 久志
16 番 山下 利彦	17 番 遠藤 高芳	18 番 堀内 春美
19 番 田中 博愛	20 番 山口 章	21 番 藤江 雅江
22 番 渡邊 喜久一	23 番 羽田 彌壽彦	24 番 三浦 雄一郎
25 番 倉沢 鶴義	27 番 嶋崎 義人	

不応招議員（1名）

26 番 木下 善満

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年2月17日（木）午後2時00分開会

日程第1号	会議録署名議員の指名
日程第2号	会期の決定
日程第3号	山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
日程第4号	一般質問
日程第5号	議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6号	議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7号	議案第3号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第8号	議案第4号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9号	議案第5号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第10号	議案第6号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1号～日程第10号まで議事日程と同じ

出席議員（26名）

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 村松 三千雄	8番 齊藤 功文	9番 松井 豊
10番 河野 智子	11番 遠藤 美智子	12番 相沢 俊行
13番 山本 六男	14番 高尾 貫	15番 米山 久志
16番 山下 利彦	17番 遠藤 高芳	18番 堀内 春美
19番 田中 博愛	20番 山口 章	21番 藤江 雅江
22番 渡邊 喜久一	23番 羽田 彌壽彦	24番 三浦 雄一郎
25番 倉沢 鶴義	27番 嶋崎 義人	

欠席議員（1名）

26番 木下 善満

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山下 政樹	副広域連合長	船木 直美
事務局長	奈良 則之	事務局次長	越山 茂樹
業務課長	秋山 繁人	会計管理者	山本 恵美
庶務担当リーダー	有泉 いづみ	資格管理担当リーダー	小俣 覚
給付担当リーダー	渡辺 浩志		

事務局職員出席者

書記長 八巻 一也 書記 望月 あかね 書記 中橋 道世

【開 会】

開会 午後2時00分

●議長（藤本実）

ただいまから、令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は26人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（藤本実）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。26番木下善満議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（藤本実）

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（藤本実）

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

皆様、こんにちは。広域連合長の山下でございます。

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、後期高齢者の窓口負担2割導入にあたっては、令和4年10月1日から施行されることとなっております。なお、今年度は令和4年・5年度の保険料率見直し年度であり、一人当たりの医療給付額が増加していることに加え、団塊の世代とされる方々が被保険者として、本年から、年間5千人前後増える見込みであり、今後、更なる医療の高度化を加味しますと、給付額は上昇していく予測となっております。このため、8年間据え置いてきました保険料率につきましては、維持することが大変、厳しい状況であるため、当広域連合が保有する基金を活用することで、必要最小限での改定に止めることといたしました。詳細は、1月31日開催されました議員全員協議会で説明したとおりでございます。

このように後期高齢者を取り巻く環境は、時代の要請ではありますが、できる限り被保険者側の目線を堅持しつつ更に、国の動向を見据えながら、各市町村と緊密に連携を図り、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

また、高齢者の健康増進を図るため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施など、事業の推進を図っていきたくと考えております。

今定例会では、「条例の一部改正」の他、「令和3年度 一般会計及び特別会計 補正予算案」「令和4年度 一般会計及び特別会計 予算案」の6議案を提案させていただきます。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(藤本実)

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番 村松三千雄議員、21番 藤江雅江議員を指名します。

【会期について】

●議長(藤本実)

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(藤本実)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(藤本実)

次に、日程第3「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任につい

て」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。4番 土屋裕紀議員、14番 高尾貫議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、土屋裕紀議員、高尾貫議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第4 一般質問】

●議長（藤本実）

次に、日程第4「一般質問」です。質問と答弁は、1問ずつ行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内とし、自席にてお願いします。また、関連質問は認めないこととなっております。

9番松井豊議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

9番甲斐市松井豊です。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。本年の10月1日から施行される窓口2割負担につきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1に、後期高齢者のほぼ全員が受診をしており、約半数以上が毎月受診という中で、窓口負担というのは非常に負担が大きくなっていくわけですが、負担増による被保険者の人数などどのようになるのか、わかりやすく説明してください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

松井豊議員の「今回の改定で、負担増になる被保険者の人数と金額」について、お答えいたします。

はじめに、「人数について」であります。窓口2割負担の対象となる方の判定は、現在行われている申告等の手続きによって、令和3年中の所得を基に決定されますので、あくまでも参考値としてお答えいたします。令和3年8月1日を基準日として、基準日時点の被保険者数及びその被保険者の令和2年の所得情報に基づいて集計した結果、全被保険者129,403名のうち、1割負担の方が121,787名であり、そのうち2割負担の要件に該当する方は、約22,000名でありました。

次に、「金額について」であります。容易に算出できない状況にあります。その理由としましては、一つは、月を単位とする高額療養費には、外来と入院の組み合わせがあり、個人や世帯ごとに限度額が定められ、その限度額に応じて支給すること。また、もう一つは、年を単位とする高額医療・高額介護合算療養費において、限度額が定められ、その限度額に応じて支給すること。さらに、入院時の食事代等もあり、これらは、個々の受診状況によって異なりますので、先ほどお答えいたしました約22,000名の受診状況を1件1件確認することは不可能であるため、容易に算出できないことをご理解ください。

しかしながら、外来診療における一人あたりの負担額が増える内容につきましては、

お答えできますので、ご説明いたします。激変緩和措置によって、施行後3年間、負担増となる上限を3千円としており、超過分は、高額療養費として払い戻すこととなります。具体的には、負担割合が1割の時に、ひと月に支払う外来医療費の自己負担額が、5,000円の方が、2割負担になった場合、窓口での支払額は、10,000円となり、結果、窓口での支払額が5,000円増加することとなります。この増加した5,000円のうち、3,000円は被保険者のご負担となりますが、残りの2,000円を高額療養費で払い戻すこととなります。

答弁は、以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

ありがとうございました。

2つ目の質問です。広域連合としましても、負担増に対してはいろいろな取り組みを行い、極力負担増を避けるように努力されたかと思いますが、具体的な内容について教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

松井豊議員の「広域連合としての負担増 反対の取り組み」について、お答えいたします。

はじめに、令和3年第1回定例会において、松井議員から同様な趣旨の一般質問があり、既に答弁しました内容を含めたうえでの回答となっていることを、ご了承ください。

さて、当広域連合は、47都道府県で組織する全国後期高齢者医療 広域連合協議会に加盟しており、全国の意見が集約される中、毎年2回、厚生労働大臣宛に、様々な内容の要望書を提出しております。窓口負担に特化いたしますと、平成30年6月を初回とし、令和3年11月までに通算して、4年間で計8回、「高齢者に必要な医療機会の確保」、「やむを得ず、導入する場合の激変緩和措置」、「導入経費の費用負担」の3項目について、段階的に要望したところであり、被保険者側の立場としての意見を示してきました。結果といたしましては、窓口2割負担が取り入れられることとなりましたが、一方で、外来患者につきましては、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大で3,000円までに収まるよう、長期頻回受診者等への配慮措置が設けられ、また、導入に伴うコールセンターは国が設置し、周知に係る経費の他、10月1日施行となるため、9月に全ての保険証を再交付するための経費など、全額が国の特別調整交付金として、財源補てんされる成果を得られたところであります。

このように、要望活動によって実ったものもありますので、今後におきましても、当広域連合は、被保険者のための組織であるため、あらゆる機会を通じて、国に要望して参ります。

答弁は、以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

3つ目の質問です。少子高齢化社会の社会保障の充実のため、消費税を導入することが、当時の謳い文句でありました。今まさに少子高齢化社会、しかも後期高齢者の問題

です。しかし実際に消費税について我々が知っているのは、8%になったあたりから、約1%弱の分が地方に、これは皆さん地方議員の方はよく承知していると思いますが、戻ってきていますが、それ以外の行き先がよくわからないというのが率直なところです。さらによく言われているのが、447兆円のうち326兆円が大企業保険税にまわっている。大企業保険税の内部留保が378兆円というような、膨れ上がっている状況もあります。その問題も含めて、消費税がどう使われているのか、後期高齢者についてどのような活用のされ方をしているのか、よく見えないところがあるのでわかる範囲で結構ですので教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

松井豊議員の「少子高齢化社会の社会保障充実のための『消費税』は、どう活用されたのか」について、お答えいたします。

当広域連合は、山梨県内のすべての市町村をもって組織され、「山梨県後期高齢者医療広域連合規約」に基づき運営されております。具体的には「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定される後期高齢者医療制度の事務のうち、連合規約第4条に規定されているとおり、「被保険者の資格の管理に関する事務」、「医療給付に関する事務」、「保険料の賦課に関する事務」、「保健事業に関する事務」などであります。

ご質問の『消費税』は、どう活用されたのかにつきましても、国税であるため、当広域連合が所管している事務ではありませんので、お答えできる立場でないことをご理解ください。

答弁は、以上です。

●議長（藤本実）

松井豊議員よろしいですか。

○9番議員（松井豊）

はい。

●議長（藤本実）

それでは一般質問を終結いたします。

【日程第5 議案第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第5、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

まず、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、越山事務局次長からご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

それでは議案の1ページをお願いします。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正の取り扱いに準じて、会計年度職員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

2ページをお開きください改正する内容は第12条2項中、第12条2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改めます。附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

別冊資料1の1ページをお願いします。内容について表で示しております。本年以降から6月と12月の期末手当の支給をそれぞれ給料月額の1.275か月から1.2か月に改正するものです。

2ページは、新旧対照表となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手多数であります。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●議長（藤本実）

次に、日程第6、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条に基づき、令和4年度及び5年度の保険料率を改定すると共に、同法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行され、保険料の賦課限度額が引き上げられる

ため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議案第2号について説明いたします。資料1 条例説明書の3ページをご覧ください。令和4年度・5年度の保険料率につきましては、当広域連合では、8年間保険料を据え置いてきたところですが、その8年間に被保険者数及びその一人ひとりにかかる医療給付費はともに増加しており、長期的には今後も増加を続けることを見込んでおります。また少子高齢化に伴い、制度を支える現役世代一人ひとり負担が過重なものとならないよう、さらに医療給付費に占める現役世代が負担する割合が年々減少していることを含め、今後さらに後期高齢者医療制度の財政状況が厳しくなることが予想されております。つきましては、法令に基づいて、令和4年度・5年度の2年間の財政運営期間の費用と収入を見込み、保険料率の算定を行うとともに今後も安心して医療を受けていただくことができる財政運営を継続するため、必要最小限の範囲で保険料率の改定を行うこととしたしだいです。

まず、内容の1・2関係ですが、令和4年度・5年度の保険料率について、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和4・5年度の2年間の財政運営の期間の費用と収入を見込んで保険料率を算定し、均等割額は、現行の4万490円から490円増の4万980円、所得割率は現行の7.86%から0.44ポイント増の8.30%となっております。第7条では、規定する所得割率について、「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改め、所得割率を「100分の7.86」から「100分の8.30」に改めるものです。また、第8条では、規定する均等割額について、「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改め、均等割額を「4万490円」から「4万980円」に改正するものです。

続いて、内容の3関係ですが、令和4年1月19日付で公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴い、保険料の賦課限度額を現行の「64万円」から「66万円」に引き上げるものです。つきましては、第9条に規定する保険料の賦課限度額について「64万円」から「66万円」に改めるものとなります。

最後に、内容の4関係ですが、低所得者の保険料の均等割について、平成30年度まで法令に基づく軽減に特例的に上乘せした軽減がなされてきましたが、令和元年度から段階的に見直しがなされてきており、令和3年度をもって本則どおりの軽減となりました。つきましては、その軽減の特例を定めた附則第4条及び第5条について、今後適用することがありませんので、当該規定を削除するものです。

この条例施行期日ですが、すべて令和4年度からの適用となりますので、賦課期日の令和4年4月1日から施行します。なお、この条例による改正後の規定は令和4年度以降の年度分の保険料について適用され、令和3年度分までの保険料については改正前の内容での適用となりますので、経過措置においてそれを定めるものです。説明は以上です。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決すること、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手多数であります。よって「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第3号】

●議長（藤本実）

次に、日程第7、議案第3号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第3号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）」であります。補正予算額は、歳出予算中、1款議会費に3万9千円を増額し、同額を2款総務費から減額するのみであります。

内容につきましては、越山事務局次長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、議案第3号、「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）」について ご説明いたします。

別紙資料2、補正予算説明書の2ページをお開きください。補正額は0で歳出の組替えのみとなります。

4ページをお願いします。1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」を3万9千円増額し、128万2千円とします。これは議員入替に伴う費用弁償の増額によります。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」を3万9千円減額し、1億6千684万6千円とします。これは、光熱水費の実績により6万円を減額し、また事務用椅子の購入に伴う備品購入費のため2万1千円を増額するものであります。

以上が、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の詳細であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

んか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手多数であります。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●議長（藤本実）

次に、日程第8、議案第4号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第4号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億9,039万円を増額し、予算の総額を1,079億5,661万8千円とするものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議案第4号 特別会計補正予算についてご説明いたします。この補正予算は、国等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度に対はめて見込んだものとなっております。

内容につきましては、別冊「資料2」補正予算説明書で行わせていただきます。節で増減するところを主に説明します。

12・13ページをお開きください。2「歳入」1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」1目・1節「保険料等負担金」2億5,656万円の増額は、保険料負担金見込額の増額に伴うものです。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」3,411万9千円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額に伴うものです。3目・1節「保険基盤安定負担金」1億5,592万9千円の減額は、負担金額の確定に伴うものとなります。2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」1億235万8千円の増額は、見込額の増額に伴う補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5,631万円の増額は、見込額の増額に伴う補正となります。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」64万5千円の増額は、事業の精査に伴う増額補正となります。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」3節「特別高額医療費共同事業補助金」232万円の増額は、補助事業費の増額に伴う補正となります。4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」1節「現年度分」151万7千円の増額は、申請額に基づく増額補正となります。3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給

付費負担金」1節「現年度分」3,411万9千円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額に伴う補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5,631万円の増額は、負担見込額の増額に伴う補正となります。4款・1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」981万6千円の減額は、見込額の減額に伴う補正となります。5款・1項・1目・1節「特別高額医療費共同事業交付金」2,263万5千円の増額は、共同事業交付金見込額の増額に伴う補正となります。7款「繰入金」2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億9,075万8千円の減額は、保険給付費等の見込みに伴う減額補正となります。

14・15ページをお開きください。10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」2千万円の減額は、見込額の減額に伴う補正となります。

16・17ページをご覧ください。3「歳出」につきましては、実績見込みや決定通知等からの補正となっております。2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」3億円の増額は、実績と過去の伸びを確認し今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。

18・19ページをご覧ください。5目「審査支払手数料」2千万8千円の減額は、審査支払手数料の見込みに伴う補正予算となっております。6目「療養費」1億円の減額は、療養費の見込みに伴う減額補正となります。

20・21ページをお開きください。3款・1項・1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,160万円の増額は、拠出金見込額の増額に伴う補正となります。4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」2目「その他健康保持増進費」79万8千円の増額は、事業費精査に伴う増額補正となります。

22・23ページをお開きください。7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」200万円の減額は、保険料還付金見込額の減額に伴う補正となります。なお、説明したもの以外は財源更正となります。

以上で議案第4号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明となります。よろしく願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手全員であります。よって「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、午後2時50分といたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

●議長（藤本実）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【日程第9 議案第5号】

●議長（藤本実）

次に、日程第9、議案第5号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第5号「令和4年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」であります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億2,342万5千円と定めるものであります。

内容につきましては、越山事務局次長より、ご説明申し上げます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、議案書の16・17ページをお開きください。

議案第5号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,342万5千円と定めるものです。内容につきましては別冊の資料3 令和4年度予算説明書に基づきまして説明いたします。また、別冊の予算科目解説書もご参照ください。

それでは6、7ページをお開きください。初めに、歳入であります1款「分担金及び負担金」5億2千338万5千円は、事務費共通経費としまして、構成27市町村から5億2千万円及び標準システムの追加設備分として12市町村から338万5千円であります。2款「財産収入」3千円は、財政調整基金の運用預金利子であります。4款「繰越金」であります。収入額が未定のため千円となっております。5款「諸収入」であります。預金利子など3万6千円となっております。引き続き、歳出についてご説明いたします。

8、9ページをお開きください。1款「議会費」114万9千円は、議員27名の報酬、費用弁償等であります。定例会2回、臨時会1回の議会開催費用です。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億6,916万円を計上しております。1目の一般管理費は、前年度より229万8千円の増となっております。これは、先程の補正予算の説明と同様に、職員手当等や職員給与の負担金のほか、システム及び公会計の機器更新・入替があること、例規更新費用の増によるものです。

説明欄をご覧ください。1目一般管理費は、「01一般管理事務」から11ページの「05情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。「01一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的

経費です。1億4,907万6千円の計上です。主なものとして、「3節、職員手当等」525万6千円は、派遣職員20名の通勤手当や時間外勤務手当などでありま
す。「10節、需用費」66万円は一般消耗品などです。「13節、使用料及び賃借
料」220万9千円は、複合機レンタル料、山日ニュース、時事通信サービス利用料
などです。「18節、負担金、補助及び交付金」1億4,057万7千円は、派遣職員
20名分の給与等負担金などです。「02文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報
保護審査会及び文書管理に要する経費です。162万4千円の計上です。

11ページをご覧ください。主なものとして、「11節、役務費」18万円は、郵送
料などです。「12節、委託料」137万円は、条例等整備委託料です。「03財務管
理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。213万5千
円の計上です。主なものとして、「12節、委託料」59万4千円は公会計システム保
守委託料です。「18節、負担金、補助及び交付金」143万円は、市町村共同利用財
務会計システム負担金です。「04財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車
の財産管理に要する経費です。765万2千円の計上です。主なものとして、「10節、
需用費」108万円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。「11節、
役務費」51万6千円は、電話料などです。13節「使用料及び賃借料」600万4
千円は、自治会館共益費及び事務室使用料などあります。

「05情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。8
67万3千円の計上です。主なものとして、12節「委託料」290万4千円はグル
ープウェア・内部ネットワーク保守委託などあります。「13節、使用料及び賃借
料」538万円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などあります。続
きまして、2款1項2目「公平委員会費」2万8千円は、委員3名の報酬及び費用弁
償であります。

12、13ページをお開きください。2款2項1目「選挙管理委員会費」3万9千
円は、委員4名の報酬及び費用弁償であります。2款3項1目「監査委員費」28万
3千円は、委員2名による例月監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。
委員の交代により費用弁償が前年度より減額となっております。3款「民生費」1項
「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億5,176万2千円は、特別会計への繰出し金
であります。特別会計の総務費、予備費に充当しております。前年度と比較して21
6万1千円の減となります。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金
費」4千円は、基金の運用預金利子の積立を見込んでおります。5款「予備費」につ
きましては、100万円を計上しております。

以上、歳入歳出予算額はそれぞれ5億2,342万5千円を計上しております。ご審
議の程、よろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑を行います。質疑ござ
いませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

11番遠藤美智子議員。

○11番議員（遠藤美智子）

令和4年度の説明をしていただきまして、12ページの民生費の216万1千円の
減額の理由をお聞かせください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

ご質問にお答えいたします。その減額につきましては、インセンティブ等の他の公費から充てられる分を積算しての減額でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

11番遠藤美智子議員。

○11番議員（遠藤美智子）

理解しかねるのですが、社会福祉費・老人福祉費ということですのでけれども、単純に私が思ったのは、先ほど広域連合長からお話ございましたように、令和4年度に保険料率も上がるということで、そういう中で一般質問の方でもお話しがありました。これからも動向を見て健康増進、また介護予防等もしっかりとしていく中でやっていくとお話ございました。そういう意味ではこういう民生費というものは金額的にも増やしていかなければいけないのではないのかと思いましたが、そういう意味ではないということでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

こちらにつきましては主に一般管理費として、経費として支出するものでありまして、会計年度任用職員に関する費用など、給付とは関係する部分ではありませんので、こちらにつきましては精査をいたしまして、経費がその分減額になったということでご理解いただければと思います。

●議長（藤本実）

遠藤議員よろしいでしょうか。

○11番議員（遠藤美智子）

はい。

●議長（藤本実）

他に質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手全員であります。よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10 議案第6号】

●議長（藤本実）

次に、日程第10、議案第6号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第6号「令和4年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 予算」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,072億7,939万1千円と定めるものであります。内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議案第6号 特別会計予算について説明させていただきます。先ほど事務局長から説明がありましたが、歳入歳出それぞれ1,072億7,939万1千円となります。昨年度と比べ、1.7%、18億3,844万8千円の増加となります。増額の主な内容は医療の高度化や高額化に伴う保険給付費等の増加を見込んだものです。資料3 予算説明書の予算事項別明細書24・25ページから説明させていただきます。

特別会計は、主に医療の給付に関する収支となります。詳細につきましては、主に事項別明細書で説明しますが、被保険者13万人、かつ予算規模では1千億円以上という状況であるため、すべての項目について詳しく説明する時間がないので、歳入については、節において予算額と対前年度比較が1億円を超える所を主に説明させていただきます。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目・1節「保険料等負担金」82億8,056万6千円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」83億6,373万7千円は、療養給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目・1節「保険基盤安定負担金」21億7,043万6千円は、保険料の均等割軽減の財源で、県が4分の3を負担し、市町村が4分の1を負担し、併せて市町村から納付されるものです。2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」250億9,121万2千円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の3に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5億2,145万5千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国が負担するものです。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」100億4,445万2千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね12分の1を交付されます。普通が97億9,373万5千円、特別が2億5,071万7千円となっています。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査補助基準額の3分の1以内で補助されるものです。3節「特別高額医療費共同事業補助金」は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、その200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものです。4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災等で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金と保険料の減免額に対して、国から補助金が交付されるものです。3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」83億6,373万7千円は、療養給付費の12分の1にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5億2,145万5千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国と同様に県が負担するものです。

2項・1目・1節「財政安定化基金交付金」は、保険料が予定した収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために県に設置されております。

26・27ページをお開きください。3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の3分の1を国と同様に県から補助されるものです。4款「支払基金交付金」1項は、現役世代からの支援金で、給付費の10分の4相当額にあたります。1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」430億6,606万1千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されるものです。前々年度・その直前2か年度の実績に伸びを勘案した拠出金額を保険料と調整交付金で賄うべき部分から公費の高額医療費を除いた部分が交付されます。6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金と保健事業等支援基金の運用利子です。7款「繰入金」は、一般会計と基金の繰入金です。1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億5,176万2千円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億8,656万円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するため、基金から保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保をするものです。8款「繰越金」1項・1目・1節は、令和3年度繰越金です。9款「県財政安定化基金借入金」1項・1目・1節は貸付事業で、保険料が予定していた収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したことで生じる財源不足を補うために、県に設置されております。

28・29ページにまたがりませんが、10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」1億5千万円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費などの医療給付費を返還していただくものです。

次に30・31ページをお開きください。歳出についても、すべての項目について説明する時間がないので、節において予算額及び対前年度比較が1億円を超える所を主に説明いたします。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費であり、12節「委託料」2億3,909万5千円となります。なお、32・33ページの右側説明欄10 国保連合会委託事務が主なものです。また、窓口負担割合見直しにかかる被保険者証郵送料として約5,800万円を計上しております。

34・35ページにまたがりませんが、2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費になります。審査支払手数料以外は18節「負担金、補助及び交付金」です。1項「療養諸費」は、審査支払手数料以外、負担金となります。1目「療養給付費」995億円は、入院、外来、歯科等の給付費です。

36・37ページにわたりますが、2目「訪問看護療養費」は、6億円となります。3目「特別療養費」は、資格証の方からの請求により給付されるものです。4目「移送費」は治療を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用です。5目「審査支払手数料」3億1,160万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。1件82円です。

38・39ページをお開きください。6目「療養費」9億8千万円は、補装具、柔道整復等の給付費です。2項「高額療養諸費」は補助金となります。1目「高額療

養費」45億9,600万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するものです。

40・41ページにまたがりませんが、2目「高額介護合算療養費」1億1,500万円は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものです。3項「その他医療給付費」は補助金で、1目「葬祭費」3億9,500万円は、死亡した被保険者の葬祭を行う者に、5万円を給付するものです。2目「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症により仕事ができなかった被用者に対して、給付するものとなります。3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担しあうための拠出金になります。国の基準額による補助金が措置されています。事業と事務費拠出金となっております。

42・43ページにまたがりませんが、4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費は」、高齢者の医療の確保に関する法律に「後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定されています。国・県の補助金が措置されています。1目「健康診査費」1億1,012万4千円は、市町村が実施した健康診査事業の補助金になります。なお、2目からの人間ドックのみなし分として約1,700万円を計上しております。2目「その他健康保持増進費」1億4,455万5千円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う費用と人間ドック等健診事業への補助金が主なものとなります。5款・1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」24節「積立金」は、これから保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保のための積立です。2目「保健事業等支援基金積立金」は、これから保健事業等に要する費用等の財源確保のための積立です。6款・1項「公債費」1目「利子」22節「償還金、利子及び割引料」は、借入金に対する元金、利子等の返済金です。

44・45ページにまたがりませんが、7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、22節「償還金、利子及び割引料」となります。1目「保険料還付金」は、過年度の保険料の市町村への還付金です。2目「償還金」は、療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分、県支出金分等が主なものです。3目「還付加算金」は、市町村が保険料を還付する際に発生した加算金を市町村に支出するものです。8款「予備費」1項・1目は、不測の事態に対応するための予備的経費です。

以上が令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の詳細です。よろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高

「高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

●議長（藤本実）

挙手多数であります。よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

【議決事件の条項、字句等の整理】

●議長（藤本実）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任したいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（藤本実）

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和4年第1回 山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時21分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 藤 本 実

署名議員 村 松 三 千 雄

署名議員 藤 江 雅 江